

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の出席の判断基準

1. 児童生徒の感染が判明した場合は、児童生徒は出席停止
2. 児童生徒が濃厚接触者に特定された場合は、児童生徒は出席停止
3. 児童生徒が濃厚接触者ではないが、家族が濃厚接触者の場合、次の対応をとります

	レベル1	レベル2・3
児童生徒に <u>症状有り</u>	出席停止となります	出席停止となります
児童生徒に症状無し	登校できます	登校できます

※症状とは、発熱等の風邪の症状です

4. 児童生徒及び家族が濃厚接触者ではない場合、次の対応をとります

	レベル1	レベル2・3
児童生徒に <u>症状有り</u>	出席停止となります	出席停止となります
児童生徒に症状無し 家族に <u>症状有り</u>	登校できます	出席停止となります

※症状とは、発熱等の風邪の症状です

※9月7日現在においては、レベル2・3での対応となります。